

憲法9条の平和主義への課題について

東京都知事候補

憲法9条に関する議論について、私自身は、改憲派でも護憲派でもない中立的な立場から、双方の主張を理解し、両者の思いを組み合わせた折衷案を提案したいと考えています。

1 憲法第9条と国権の制限:憲法第9条では「国権の発動たる戦争と、武力による威嚇又は武力の行使」の放棄が定められています。この表現中の『国権の発動たる』という語句は、「戦争」だけでなく「武力による威嚇又は武力の行使」にも適用されるため、国権に対して明確な制限が設けられています。しかし、この制限は国権に限定されており、民権には適用されません。そのため、国民の投票に基づく「発動たる戦争」や「武力の行使」について憲法では直接の言及がなく、憲法の適用範囲外と言えます。加えて、憲法前文に「政府の行為によって再び戦争の惨禍が起こることのないようにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する」とあり、これが政府の行動に対する制限を強調しており、国民の意思に基づく行動は該当しないことを支持しています。

野間

間口翔

3 平和主義と歴史的教訓:歴史的な事例を振り返ると、ケロッグ・ブリアン協定の不戦条約がナチスドイツの増長を許しました。また、ワシントン海軍軍縮条約による米国・英国・日本間の艦船保有トン数の不均等な割り当て(5:5:3)は、実際のGDP比とは異なり、日本に有利な状況を作り出し、太平洋での短期的な優位性を可能にしました。このような軍縮が真珠湾攻撃のようなギャング的行動を誘発しました。一方で、ケナンの封じ込め戦略による米国とソビエト連邦間の軍拡競争は、これまで直接的な戦争を防いでいます。これらの事例から、対等かつ自制的・計画的な軍拡が一定の平和を保つ効果を持つと考えられます。

野間

口翔

東京都知事候補

東京都知事候補

2 民主主義と国民主権:仮に前記考えが的外れだったとしても、全有権者の過半数の同意による厳格な手続を経た国民投票は、憲法改正と同等の正当性を有しています。その結果は国民主権の主体者たる国民の最高表現であり、国民とは最高権威にして最終権力者な野間のため、司法による国民投票の否定は民主主義の原則に反する行為です。



野間口

翔 36 歳

4 文民統制の謎:憲法66条「内閣総理大臣その他の国務大臣は、文民でなければならない。」と定めています。この規程は、過去に陸海軍大臣が民主主義を阻害した事実を反映しています。しかし、憲法制定時には既に軍が解体されており、自衛隊もまだ存在していない状況にもかかわらず、文民統制の規程が憲法に含まれていることは、現行憲法下でも一定の戦力の保持が予定されていた可能性を示しています。

以上の理由から、国民投票に基づく武力の行使が憲法の精神に反するとは考えにくいですが、したがって、憲法9条の改正を推進する必要はなく、個々の案件について国民が個別ごとに直接判断を下すことが、憲法における平和主義の理念に適合すると結論付けられます。

東京都知事候補